

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

資料1 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について
(健康福祉局に関する部分)

資料2 新旧対照表

令和7年8月28日

健康福祉局

議案第 1 1 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）
- (2) 国家戦略特別区域法の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）

2 改正する条例

- (1) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

3 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、2（1）の条例において以下のとおり引用条文の規定の整備を行うもの
「第 3 3 条の 1 0 各号」→「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
- (2) 上記 1（2）に伴い、2（1）及び（2）の条例において国家戦略特別区域限定保育士に係る規定の整備を行うもの

4 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の</p>	<p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上</p> <p>イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の</p>

改正後	改正前
<p>障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前</u>の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号 (従業者及びその員数)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常</p>

改正後	改正前
<p>生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。)第5条第2項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合に</p>	<p>生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。)第5条第2項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合に</p>

改正後	改正前
<p>において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型</p>	<p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型</p>

改正後	改正前
認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。